

都留市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 26 日

都留市長 堀 内 富 久

都留市条例第 7 号

都留市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

都留市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 6 年都留市条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

16	夏季休暇	3 日以内
----	------	-------

」

を

「

16	夏季休暇	5 日以内
----	------	-------

」

に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。